

## 北広島市広報紙掲載基準

## 第1 趣旨

この基準は、北広島市広報紙（以下「広報紙」という。）を発行するに当たって、掲載できる記事の範囲などの詳細として定めるものであり、この基準に照らして掲載の可否の判断を行うものとする。

## 第2 基本的な考え方

広報紙に掲載できる記事は、公共性及び品位を損なうおそれがないもので、記事内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

## 第3 掲載基準

次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、広報紙に掲載することができない。

- 1 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- 2 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- 3 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- 4 政治性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - (1) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
  - (2) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- 5 宗教性のあるもの。例えば、宗教団体による布教活動等を目的とするもの又はそのおそれのあるものをいう。
- 6 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - (1) 個人又は団体の意見などの記事
  - (2) 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張若しくはこれらを含むもの
- 7 商売や営利を目的とするもの
  - (1) 会費の合計が会場費、講師謝礼、材料費、資料代などの必要経費よりも高額で営利目的と認められるもの
- 8 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- 9 内容又は責任の所在が不明確なもの
- 10 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
  - (1) 射幸心をあおる表示又は表現
  - (2) 誇大な表現を含むもの
  - (3) 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの
  - (4) その他消費者を誤認されるおそれのある表示又は表現

- 11 懸賞やクーポン付きの記事
- 12 一部の特定する人に対する記事
- 13 その他広報紙に掲載することが適当でないと思われるもの。例えば、次のようなものをいう。
  - (1) 市が特定のことを推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの
  - (2) 謝罪、釈明などのもの
  - (3) 尋ね人や犬・猫などの捜索、譲りたい物・譲ってほしい物などの記事
  - (4) 開催団体の会員名簿や活動目的、収支状況についての書類の提出に応じないもの
  - (5) 開催地が市外であったり、市外の者が市内で開催するもの。ただし、公共施設で開催するなど多くの市民が参加できると判断される催しを除く
  - (6) 参加料や会費が他の催しやサークル・団体のものと比べて著しく高額と思われるもの
  - (7) 民間企業が行うもの。ただし、市内業者が市内で社会貢献活動として市民向けに無料もしくは実費相当額で行うものを除く